

新専門医制度に基づく臨床検査専門医研修の開始にあたって

2018年7月7日 理事会承認

我が国の専門医の育成と認定を統一的に扱う第三者機関である日本専門医機構（以下、機構）の主導の下、2018年4月1日付けで新専門医制度が開始されました。日本臨床検査医学会（以下、当学会）は、基本領域臨床検査専門医の育成に関する実務を担当しており、機構の理念に従い、また、本専門医の特徴を踏まえた上で、入念に準備を進めてきておりました。

当学会は、これまで、毎年20-30人の学会専門医を誕生させておりましたが、新制度になりました2018年度においては、計21名の専攻医（プログラム制4名、カリキュラム制17名）を得ました。ほぼ、予想に近い数ではありますが、臨床検査専門医の重要性に鑑みますと、今後、その数を着実に増やす必要性を認識しております。

臨床検査専門医は絶対数が少ないため、現在問題となっています医師の地域偏在とは直接の関連性を有さない一方、高度な医療を実践している医療機関等への適正配置を着実に進めていく必要性を認識しております。おりしも、検体検査の品質・精度の確保の規定も含まれた「医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）」が成立し、2018年中に施行される状況になっています。検体検査の品質・精度を確保するため、医療機関内で実施される場合も委託される場合も、厚生労働省が定める基準に従って検体検査を実施すべきことが、法令上、制定されました。臨床検査が中央化された検査部門で実施されている一定規模以上の病院の場合、当該部門は臨床検査の専門家によって運営される必要があることは論を俟ちません。とくに特定機能病院等のように高度の医療を担う施設では、基本領域臨床検査専門医の着実な維持と適正配置は必須と考えられます。

当学会は、機構の指導の元、社会から望まれる臨床検査専門医制度を引き続き責任を持って運営していく所存です。今後ともご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。